

令和元年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和元年12月3日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和元年12月3日（火）午前10時開会

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 72号 | 尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 73号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 74号 | 尾鷲市債権の管理に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 75号 | 尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 76号 | 尾鷲総合病院薬剤師奨学金返還支援助成金返還免除に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 78号 | 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 79号 | 尾鷲市立公民館条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 80号 | 尾鷲市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 81号 | 尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 82号 | 尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 83号 | 尾鷲市学校施設の開放に関する条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 84号 | 尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 85号 | 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に |

ついて

- | | | |
|---------|-------------|---|
| 日程第 1 6 | 議案第 8 6 号 | 尾鷲市斎場条例の一部改正について |
| 日程第 1 7 | 議案第 8 7 号 | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 1 8 | 議案第 8 8 号 | 尾鷲市林業研修センターの設置及び管理に関する
条例の一部改正について |
| 日程第 1 9 | 議案第 8 9 号 | 尾鷲市木工振興作業施設の設置及び管理に関する
条例の一部改正について |
| 日程第 2 0 | 議案第 9 0 号 | 尾鷲市漁港管理条例の一部改正について |
| 日程第 2 1 | 議案第 9 1 号 | 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置
及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 2 | 議案第 9 2 号 | 尾鷲市都市公園条例の一部改正について |
| 日程第 2 3 | 議案第 9 3 号 | 尾鷲市普通河川管理条例の一部改正について |
| 日程第 2 4 | 議案第 9 4 号 | 尾鷲総合病院看護師等修学資金返還免除に関する
条例の一部改正について |
| 日程第 2 5 | 議案第 9 5 号 | 令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の
議決について |
| 日程第 2 6 | 議案第 9 6 号 | 令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 2 号）の議決について |
| 日程第 2 7 | 議案第 9 7 号 | 令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第 2 号）の議決について |
| 日程第 2 8 | 議案第 9 8 号 | 令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2
号）の議決について |
| 日程第 2 9 | 議案第 9 9 号 | 令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2
号）の議決について
(提案説明、審議留保) |
| 日程第 3 0 | 議案第 7 7 号 | 尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正
について |
| 日程第 3 1 | 議案第 1 0 0 号 | 工事請負契約について（尾鷲市防災行政無線デジ
タル化整備工事）
(提案説明、質疑、委員会付託) |
| 日程第 3 2 | 議案第 7 7 号 | 尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正
について |

日程第 3 3 議案第 1 0 0 号 工事請負契約について（尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事）

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

1 番 三 鬼 孝 之 議員	2 番 内 山 將 文 議員
3 番 奥 田 尚 佳 議員	4 番 楠 裕 次 議員
5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	1 0 番 南 靖 久 議員
1 1 番 高 村 泰 徳 議員	1 2 番 野 田 拓 雄 議員
1 3 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	藤 吉 利 彦 君
会計管理者兼会計課長	平 山 始 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課調整監	芝 山 有 朋 君
総 務 課 長	下 村 新 吾 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	神 保 崇 君
税 務 課 長	吉 沢 道 夫 君
市民サービス課長	宇 利 崇 君
福祉保健課長	内 山 洋 輔 君
環 境 課 長	竹 平 専 作 君
商工観光課長	大 和 勝 浩 君
水産農林課長	内 山 真 杉 君

建設課長	高柳伸浩君
水道部長	尾上廣宣君
尾鷲総合病院事務長	河合良之君
尾鷲総合病院総務課長	佐野憲司君
教育長	出口隆久君
教育委員会教育総務課長	山口修史君
教育委員会生涯学習課長代理課長補佐	畑名計伸君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	大川太君
監査委員	福本和行君
監査委員事務局長	仲浩紀君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高芝豊
事務局次長兼議事・調査係長	北村英之
議事・調査係書記	相賀智恵

[開会 午前 9時59分]

議長（濱中佳芳子議員） おはようございます。

これより、令和元年第4回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和元年第4回定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会には、議案第72号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を初めとする議案29件を提出させていただきます。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。

議長（濱中佳芳子議員） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、5番、上岡雄児議員、6番、三鬼和昭議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から12月19日までの17日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月19日までの17日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第72号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」から、日程第29、議案第99号「令和元年度尾

鷺市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの計27議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました27議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 初めに、本年10月18日から19日にかけて、当地域において豪雨に見舞われ、本市においては大雨洪水警報の発表があり、18日の夜には警戒レベル5災害発生情報を発令し、防災行政無線などを通じ、市民の皆様を命を守るための最善の行動をお願いしたところであります。この激しい雨によって住居の浸水、断水など、被害に見舞われた方に心よりお見舞い申し上げる次第でございます。

また、豪雨に際し迅速に対応していただいた消防団の皆様を初め、三重県、事業者並びに関係者の皆様に改めてこの場をおかりしまして深く感謝申し上げます。

それでは、令和元年第4回定例会の開会に当たり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、秋に行われました集客交流についてであります。

本市においては、市民の皆様の健康を促進するイベントや交流人口の促進を高めるための取り組みを進めているところであります。

10月の健康Happy Day、みえ尾鷲海洋深層水フェスタを皮切りに、先月には尾鷲市民文化展、おわせ魚まつり、尾鷲ヒノキふれあいフェスタ、全国尾鷲節コンクール、せっかくウォーク、おわせ海・山ツアーウォークなど、そして、一昨日開催のおわせマルシェといった多彩な催しを市内各所にて開催したところであります。これらのイベントに際し、市内外から多くの方々が御来場いただき、大きなにぎわいとなりましたことを大変喜ばしく思っているところであります。

また、御尽力いただきました各実行委員会、ボランティアスタッフ、各関係機関、団体の皆様には、この場をおかりして熱く御礼申し上げますとともに、本市としましては、このようなにぎわいのあるイベントなど、集客交流事業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、学校教育の推進についてであります。

先月22日に、尾鷲に生きるをテーマとして、第7回となる共育フェスティバルを開催いたしました。子供たちにとって大勢の人の前で発表することはとても緊張することであり、本年においても子供たちの日ごろの練習した成果を一生懸命発表する姿に感動を覚えたところでもあります。

また、学校紹介、ダンス、声をそろえての合唱など、各校とも工夫を凝らした発表で、子供は地域の宝を実感するとともに、育てる、守るは地域の役割であることもますます認識した次第であります。

この子供たちの姿を目の当たりにしたとき、保護者の皆様の献身的な御努力と地域の皆様による日ごろからの御協力、御支援がこの子供たちの成長を支えていただいたものであると深く感じたところでもあります。今後も学校教育充実のため、皆様のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、観光DMOについてであります。

東紀州地域では、地理的条件や過疎、高齢化が進行するなど、地域の活力が低下し、産業が低迷しております。このため、地域を牽引する産業として、裾野が広く、波及効果も期待できる観光関連産業に着目し、東紀州地域の5市町が一体となって持続可能な観光地域づくりに向けた取り組みを進めてきたところでもあります。

しかしながら、昨今の外国人観光客の急増や旅行形態の多様化、デジタル化の進展など、観光を取り巻く環境は大きく変化しており、従来型の観光振興のあり方には限界があります。

東紀州地域におきましても、このような環境変化に対し、現状の行政主導の取り組みでは十分に対応することが難しく、的確かつ柔軟に意思決定し、迅速に対応できる体制づくりが必要となってきました。

また、東紀州地域では、観光に有用なデータ不足であることから、今後の取り組みを展開するに当たって、データの収集、分析に基づいたマーケティングによるターゲットの絞り込みや戦略づくりを行う必要があります。そのためには、専門人材の確保、育成や民間のノウハウの活用が必要と捉えております。

これまで東紀州振興公社事業と並行して、平成28年度に、世界遺産、地域産業を活用した観光DMO事業推進協議会を設置し、日本版DMO設立に向けての機運醸成や、情報発信や受け入れ環境整備等のインバウンド対策を行ってまいりました。

本市といたしましても、DMO設立を契機に、インバウンド対応など、受け入

れ態勢の強化を図り、集客交流の拡大につなげていきたいと考えております。

今後はさらに地域の稼ぐ力を高め、持続可能な観光地域づくりを進めるため、東紀州振興公社が法人格を取得し、日本版DMOに移行させることで、東紀州地域の5市町での取り組みをさらに強化してまいります。

次に、広域ごみ処理の推進についてであります。

広域ごみの推進につきましては、関係市町で設置する一部事務組合設立準備会において、建設予定地の尾鷲三田火力発電所の構内における既存施設のボイラー架構、3号本館及び定期点検用地での整備を検討してきたところであり、本年8月には既存構造物の利用はできないとの結論に至り、定期点検用地での浸水対策を含めた概算整備費用等の検討を進めてまいりました。

本市としては、中部電力より、発電所構内において将来的に産業の振興につながるまちづくりを市と共同でできないかという提案を受け、これまで建設予定地は発電所構内で検討を進めてきたわけではありますが、このほど中部電力より、おわせSEAモデルプロジェクトを一層充実し、実現性の高いものとするため、弊社用地の活用について、さらにバリエーションの幅を広げる検討を行っており、広域ごみ処理施設の建設予定地としての定期点検用地に加え、燃料基地用地を含めて検討されることを推奨しますとの提案を受けました。このことにより、関係市町で協議を重ねた結果、燃料基地用地も建設予定地として検討に加える必要があるとして、今後早急に精査してまいりたいと考えております。

これまで建設予定地につきましては、発電所構内での整備を前提に進めていたところであり、中部電力から新たに用地活用の推奨を受けたことから、当初予定していなかった新たな用地活用を含め、5市町で検討し直すこととなります。また、建設予定地の確定が延びてしまったことから、当初本定例会において議案上程を予定していた一部事務組合設立に係る規約案についても見送ることとなりましたことを大変申しわけなく存じております。今後早急に用地選定を行い、それに対する御意見を踏まえた上で、改めて議案上程をしたいと考えております。

次に、尾鷲総合病院運営懇話会の開催についてであります。

本懇話会は、病院経営に対する市民の皆様の声を反映する重要性があると判断し、昨年度8年ぶりに開催し、引き続き本年度も開催したものです。

内容につきましては、尾鷲総合病院の管理運営に関する諸課題を協議し、住民の医療福祉に寄与することを目的とするもので、紀北医師会を初めとする医療関係者、尾鷲市老人クラブ連合会や尾鷲市夫人の会協議会の市民団体の関係者、尾

鷺商工会議所や税理士会等の経済関係者、社会福祉協議会を初めとする福祉介護関係者等の皆様を委員にお集まりいただき、開催しております。

本年度は先月5日に開催し、尾鷲総合病院の経営状況について、また、本年9月定例会でお示しした尾鷲総合病院新改革プランの見直しの中間案について報告、説明を行いました。

委員の皆様からは、本年度から導入している地域包括ケア病棟の市民の皆様へのさらなる情報発信の要望があり、また、新改革プランの見直しにつきましては、今後の病院経営の中での高度医療機器の更新について御意見をいただきました。

本懇話会でいただいたこれらの御意見や御要望を今後の病院経営に生かし、東紀州地域の中核病院として、地域の皆様がいつでも安心して受診できる病院づくりをオール尾鷲で目指してまいります。

次に、都市基盤整備についてであります。

まず、東紀州地域における広域道路ネットワークの強化に向けて整備が進められている熊野尾鷲道路のⅡ期工事については、三重とこわか国体、三重とこわか大会に先駆けて、令和3年夏ごろに開通する予定であることから、本年7月に国土交通省より公表されました。

さらに、本年度紀宝熊野道路等が新規事業化され、紀伊半島一周道路の全線事業化が実現することに伴い、本市におきましてもより一層のアクセス向上によるさまざまな整備効果が期待されるところであります。

また、それら高速道路とともに、市内の道路ネットワークを形成する国道311号や国道425号を初めとする県管理の幹線道路につきましても、地域住民の生活や医療福祉サービスなどの安全安心の確保はもとより、観光集客や地域活性化を支える重要な役割を担っていると考えております。

そのため、本年11月には、久しく実施していなかった尾鷲市幹線道路建設促進同盟会として単独での要望活動を再開し、本市に関する幹線道路の整備促進について、それらの実施主体である県や紀勢国道事務所、中部地方整備局、さらには国土交通省の幹部職員に対して私からその重要性を直接訴えるとともに、要望書として提出してまいりました。

一方で、本市における重要な幹線道路の一つとして、現在県において整備が進められる都市計画道路尾鷲港新田線整備事業につきましても、事業に伴う折橋墓地移転に関しまして、光ヶ丘墓園の西側を新墓地の予定としていたところですが、周辺住民の反対及び臨時地権者の反対等を考慮し、県とも十分に議論を重ね熟慮

した結果、別の候補地を探すとの結論に達しました。

今回の決定に際し、新墓地の予定地としていた土地の所有者及び周辺住民の方々におかれましては、多大な御心配と御迷惑をおかけいたしましたこと、この場をおかりしておわび申し上げます。折橋墓地移転先の選定につきましては、私自身が中心となり、新たな候補地を早急に決定してまいります。

いずれにしましても、近畿自動車道紀勢線を初めとする幹線道路の整備については、近い将来発生が危惧される南海トラフ巨大地震等に対する命の道としての役割のみならず、産業の活性化や観光誘客、医療福祉サービス等の取り組みがより一層効果をもたらすためにも不可欠であると考えております。

今後も引き続き国や県に対し地域が必要としている幹線道路ネットワークの整備促進の要望を行うとともに、本市といたしましてもそれらの整備効果を最大限活用できるよう取り組みを進めてまいります。

次に、防災対策についてであります。

ことしの出水期には、全国に目を向けますと、台風19号が猛威をふるい、河川の氾濫など、甚大な被害がもたらされ、42年ぶりに伊勢湾台風等のように命名される見通しとなっております。

本市においては、この台風の対応として、最接近する3日前から大雨や暴風への備えを防災行政無線で呼びかけ、多くの方に土のうによる備えをしていただき、また、台風の進路が本市の東の沖合を通過したことから、その影響は小さく済んだところであります。

10月18日の豪雨では、土砂災害や洪水の発生につながるような状況であったことから、記録的短時間大雨情報が発表され、また、河川があふれているとの通報や、500ミリを超える累積雨量等から総合的に判断し、警戒レベル5の災害発生情報を発令する事態にまで至りました。

この日は雨量予測システムが示す雨量の数値に対して、実際にはその3倍の降水量となっており、今回のような急激な豪雨は気象予測が困難であることを改めて認識したところであります。

このようなことから、気象庁からの警報や市からの避難情報に十分留意しつつも、この情報のみを過信することなく、市民一人一人が自宅の周りの降雨状況や災害の危険性を把握し、状況によりましては隣近所に声をかけ合って避難していただくことをお願い申し上げるところであります。

なお、10月18日の豪雨に際し、一部避難所開設が迅速に行われなかったこ

とから、避難をされる皆様に大変御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げますとともに、今後同様なことが発生しないようしっかりと検証し、対策に努めてまいります。

次に、先月24日におきまして、本市の防災力の向上につながるため、各小学校と連携し、各学校で取り組んでいる防災学習などを紹介する尾鷲市防災フェアを開催いたしました。

子供たちの取り組みを展示紹介し、広く市民の皆様にご覧いただくことで、改めて家庭における防災対策についても考え、備えを見直す機会になったものと捉えております。

防災対策は日常の中にあってもこそ大きな減災効果が発揮されますもので、訓練や防災啓発を継続し、南海トラフ巨大地震や台風、豪雨に対する備えをより一層進めてまいります。

それでは、今回提案しております議案第72号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」から議案第76号「尾鷲総合病院薬剤師奨学金返還支援助成金返還免除に関する条例の制定について」まで、議案第78号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」から議案第99号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの27議案について説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

議案第72号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」につきましては、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的な適正な運用を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員について、任用の適正化を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付等の規定を整備するものでございます。

次に、28ページをごらんください。

議案第73号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」につきましては、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の特別職非常勤職員や臨時的任用職員における任用の厳格化、一般職の非常勤職員制度としての会計年度任用職員の整備等を行ったことにより、関連する尾鷲市職員定数条例を初め、12条例の一部を改正するため、条例を制定するものであ

ります。

次に、33ページをごらんください。

議案第74号「尾鷲市債権の管理に関する条例の制定について」につきましては、市税収入の減少など、財政の硬直化が進む中、健全で安定した財政基盤の確立が喫緊の課題となっており、自主財源の確保を進めるとともに、受益者負担の公平性を確保するため、市の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めるものであります。

次に、38ページをごらんください。

議案第75号「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について」につきましては、近年本市を含む近隣市町に大量の土砂等が搬入されており、市民の皆様からは生活環境に対する不安や心配の声があることから、市民の皆様の健康で安全かつ快適な暮らしの基盤である環境を汚染するため、県が取り組んでいる三重県土砂等の埋め立て等の規制に関する条例との整合性を図りつつ、三重県条例の対象規模要件未滿の土砂埋め立て等の工事に対する必要な規制を行うため、条例を制定するものであります。

次に、54ページをごらんください。

議案第76号「尾鷲総合病院薬剤師奨学金返還支援助成金返還免除に関する条例の制定について」につきましては、尾鷲総合病院における薬剤師の確保に資するため、総合病院の薬剤師業務に従事する職員に対し、その職員が奨学金を償還する際の助成金貸付制度を定めたことに伴い、貸与した助成金の返還免除を定める条例を制定するものであります。

次に、58ページをごらんください。

議案第78号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、本市の選挙長等の報酬額は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条と同額に定められており、本年5月に同法が改正されたことから、同条例を改正するものであります。

次に、60ページをごらんください。

議案第79号「尾鷲市立公民館条例の一部改正について」から71ページの議案第84号「尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」までと、83ページの議案第86号「尾鷲市斎場条例の一部改正について」と88ページの議案第88号「尾鷲市林業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」から101ページの議案第93号「尾鷲市普通河

川管理条例の一部改正について」までの13議案につきましては、本市が管理する施設等の使用料等について、長年にわたり見直しが行われず、平成26年の消費税率改正の際も見直しを見送ったもので、今回受益と負担の公平性を確保し、老朽化する各施設の維持に係る経費等も考慮し、使用料及び占用料の見直しを行うための改正であります。

次に、73ページをごらんください。

議案第85号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、本年10月1日から実施されている幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳から5歳児までの食材料費の取り扱いについては、主食費、副食費とも施設による実費徴収を基本とされていることから、同条例の一部を改正するものであります。

次に、85ページをごらんください。

議案第87号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」につきましては、被保険者の高齢化、医療費の増加に加え、被保険者数の減少等による税収の落ち込み等により、令和2年度から令和4年度までの3年間の収支において、国保財政調整基金を取り崩して充当したとしても財源不足が見込まれることから、尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申も踏まえ、平成23年度から据え置かれている税率及び限度額について、令和2年度から改正するため、同条例の一部を改正するものであります。

次に、105ページをごらんください。

議案第94号「尾鷲総合病院看護師等修学資金返還免除に関する条例の一部改正について」につきましては、総合病院における薬剤師の確保に資するため、看護学生等への修学資金貸与制度に加え、大学を卒業後、本市総合病院の薬剤師として従事しようとする者に対する就学資金貸与制度を追加したことに伴い、貸与した修学資金の返還免除を定めるため、同条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案書の107ページをごらんください。

議案第95号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」から議案第99号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの5議案について説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第6号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で6,987

万9,000円、国民健康保険事業会計で665万2,000円、後期高齢者医療事業会計で135万2,000円をそれぞれ追加し、病院事業会計では、歳入で5,758万1,000円、歳出で2億4,578万円をそれぞれ減額し、水道事業会計では、歳入で5万1,000円の追加、歳出で1,257万円を減額し、これにより、各会計を含めた予算総額を189億6,993万円とするものであります。

まず、一般会計から説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主なものについて説明いたします。

14款国庫支出金2,381万3,000円の増額は、利用者の増加に伴う障害者自立支援給付費等国庫負担金292万8,000円の増額、制度改正による児童扶養手当負担金584万8,000円の増額、医療扶助の増加による医療扶助費等国庫負担金933万3,000円の増額、中間サーバー負担金に追加措置されることとなった社会保障・税番号制度システム整備費補助金239万1,000円の追加が主なものであります。

15款県支出金38万7,000円の増額は、国民健康保険事業に対する国保基盤安定負担金238万4,000円の減額、利用者の増加に伴う三重県障害者自立支援給付費等負担金186万7,000円の増額が主なものであります。

16款財産収入は、旧第3・第4保育園跡地の売却見込み額として3,565万円を追加するものであります。

17款寄附金3,060万円の追加は、林業振興事業寄附金として一般財団法人尾鷲みどりの協会から3,030万円、福祉関係寄附金として1名の方から30万円を御寄附いただいたものであります。

20款諸収入1,987万1,000円の減額は、事業費確定に伴う紀北広域連合負担金前年度精算金1,860万8,000円の追加、事業延期に伴う折橋墓地移転事業に伴う補償金3,847万3,000円の皆減が主なものであります。

21款市債70万円の減額は、高規格救急車入札執行に係る額の確定に伴う消防車両等整備事業債借入額の減額であります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで御説明いたします。

4 ページをごらんください。

まず、各款共通の人件費では、特別職である市長及び副市長の共済費追加費用等率減少により4万3,000円の減額、その他の特別職で、教育長就任後の給料減額による35万円、10月11日からの就任により期末手当支給期間率が3割となること等による109万4,000円、それらに伴う共済費負担金74万9,000円の減額により、219万3,000円の減額、一般職では、給料で、昇給等による154万5,000円の増額、人事異動等による1,013万6,000円の減額により、859万1,000円の減額、職員手当等で、期末勤勉手当、中途退職者に係る退職手当等の減額、時間外勤務手当等の増による103万7,000円の減額、共済費で、負担率の改定による442万6,000円の減額により、1,407万1,000円の減額であります。

総務費では、一般会計費で令和2年度から歳出科目の7節賃金が廃止となることに伴う財務会計システム改修業務委託料165万円の増額、業務内容精査による番号制度対応システム改修委託料155万1,000円の減額。

財産管理費で、財政調整基金積立金5,845万7,000円、地域福祉基金積立金30万円、尾鷲みどりの基金積立金3,030万円の積み立て。

企画費で、東京23区在住者等が一定の条件を満たし本市に移住した際の尾鷲市移住支援事業補助金100万円の追加。

戸籍住民基本台帳費で、戸籍総合システムの更新において、従来と同一業者と引き続き契約することが決定し、他業者へのデータ移行費用が不必要となったことによる戸籍統合システム改修業務委託費780万円の減額であります。

民生費では、社会福祉総務費で、財務会計システム改修費用の追加及び施設稼働日数が減少し、国県給付費が減少したことによる市町負担金の増額による紀北広域連合分担金272万4,000円の増額。

自立支援給付事業では、746万9,000円の増額で、市内就労継続支援A型事業所のB型事業所への変更により、2,043万2,000円の減額、実績を踏まえ、当初の見込みから利用者数等を修正したことにより、就労継続支援B型事業費、共同生活援助事業費、自立支援医療費（更生医療費）でそれぞれ増額するものであります。

後期高齢者医療費で、職員人件費の増による後期高齢者医療事業特別会計への繰出金135万2,000円の増額。

母子福祉費で、制度改正により支給回数が年3回から6回になることにより、

児童扶養手当1,754万3,000円の増額であります。

5ページをごらんください。

扶助費で、医療費等の増額に伴う医療扶助費等1,453万6,000円の増額であります。

衛生費では、保健事業給付費で、母子保健法の改正により、乳幼児に係る健診情報の他市町村との連携共有が必要となったことから、地域健康支援システム改修業務委託費129万3,000円の増額。

墓地管理費で、事業の執行が延期となったことから、墓地造成調査・設計・積算業務委託料3,847万4,000円の減額であります。

商工費では、商工振興費で、事業内容の決定に伴う南三重地域就労対策協議会負担金9万5,000円の増額であります。

土木費では、住宅管理費で、市営住宅跡地等売却準備に係る登記手数料253万9,000円の増額であります。

消防費では、常備消防費で、高規格救急車の入札差金等による三重紀北消防組合負担金435万9,000円の減額であります。

教育費では、事務局費の教育一般事務局費で、当初見込みより臨時職員の採用期間が短くなったことによる社会保険料及び雇用保険料27万2,000円の減額、臨時雇賃金74万2,000円の減額であります。

6ページをごらんください。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

22件の追加につきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

次に、2件の変更につきましては、いずれも戸籍総合システム運用に係る契約業者の決定に伴い、事業費が確定したことから、表のとおり限度額を減額するものであります。

7ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、665万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億6,945万7,000円とするものであります。

歳入では、県支出金141万1,000円の減額で、第三者行為収入の増加による普通交付金550万1,000円の減額、結核、精神病に係る療養給付費の割合に応じて交付される特別交付金409万円の増額、繰入金235万3,000

0円の増額、職員給与費等に係る一般会計からの繰入金310万7,000円、財政調整基金繰入金298万5,000円の増額、諸収入で、第三者行為収入451万7,000円の増額、国庫支出金119万3,000円の増額で、社会保障・税番号システム整備費補助金109万4,000円の追加が主なものであります。

歳出では、総務費369万4,000円の増額で、人事異動等に伴う人件費288万9,000円の増額、保健事業費で、特別調整交付金申請支援業務委託料165万円の増額、諸支出金で、退職分納付金の清算による29万1,000円の増額が主なものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

来年度における総合住民情報システム改修業務委託に係る事業の円滑な執行のため、限度額を358万1,000円として債務負担行為を設定するものであります。

8ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は、135万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億1,676万3,000円とするものであります。

これは、人事異動等に伴う職員人件費の増額によるものであります。

9ページをごらんください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出では、業務予定量である入院患者数が年間延べ322人の減少、また、外来患者数は年間延べ1,512人の減少となっておりますが、入院収益は、診療単価の増により2,601万2,000円の増額、外来収益は、投薬収入の減等により8,529万3,000円の減額となり、医業収益で5,928万1,000円の減額であります。

支出では、医業費用で、職員の中途退職に伴う職員数の減等による給与費8,869万円の減額、院外処方への推進や患者数の減少に伴う薬品使用量の減などによる材料費1億4,005万3,000円の減額、浄化槽配管修繕費の増額や検査件数の増などによる外部検査委託料の増額などによる経費536万9,000円の増額等により、2億2,249万5,000円の減額であります。

医業外費用では、控除対象外消費税の減額等により、1,215万6,000円の減額であります。

特別損失では、煙突解体工事費及び管理費の減額により、1,182万円の減

額であります。

資本的収入及び支出では、収入で、医療機器整備事業債の増額により、企業債が170万円の増額であります。

支出では、薬剤在庫管理システム等、医療機械購入費の増額等による建設改良費69万1,000円の増額であります。

10ページをごらんください。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

14件の追加であります。これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

11ページをごらんください。

水道事業会計であります。

収益的収入及び支出の収入では、営業外収益が平成30年度決算値の反映により、長期前受金戻入を5万1,000円増額するものであります。

支出では、営業費用が、人事異動に伴う職員数の減による人件費など、1,257万1,000円の減額、営業外費用は、消費税納付額1,000円を増額するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

1件の追加であります。これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

以上をもちまして、議案第72号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」から議案第76号「尾鷲総合病院薬剤師奨学金返還支援助成金返還免除に関する条例の制定について」まで、議案第78号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」から議案第99号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの27議案の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第30、議案第77号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」及び日程第31、議案第100号「工事請負契約について（尾

鷲市防災行政無線デジタル化整備工事)」の計2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました2議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、議案第77号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」と議案第100号「工事請負契約について（尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事）」の2議案について御説明いたします。

議案書の56ページをごらんください。

議案第77号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月に公布され、12月14日に施行されるため、さきの9月定例会において、議案第44号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」として、本市関係条例の改正について議決いただいたものであります。今回、印鑑登録証明事項処理に関する条例についても改正する必要が生じたものであります。

次に、112ページをごらんください。

議案第100号「工事請負契約について（尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事）」につきましては、先月21日に入札を執行し、仮契約を締結したところですが、本契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第77号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」と議案第100号「工事請負契約について（尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事）」の2議案の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております2議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の行政常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 御異議なしと認めます。よって、議題の2議案は、それぞれ所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで、暫時休憩し、ただいま付託されました議案を審査していただくため、第2・第3委員会室において行政常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

[休憩 午前10時49分]

[再開 午前11時24分]

議長(濱中佳芳子議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第32、議案第77号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」及び日程第33、議案第100号「工事請負契約について(尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事)」の計2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました2議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、三鬼孝之委員長。

[1番(三鬼孝之議員)登壇]

1番(三鬼孝之議員) 私ども行政常任委員会へ付託されました議案第77号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」、議案第100号「工事請負契約について(尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事)」につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本日午前11時より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。よろしく御審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(濱中佳芳子議員) 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第32、議案第77号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第100号「工事請負契約について(尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事)」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程表のとおり、あす12月4日から12月8日までを休会とし、9日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願います。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午前11時29分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 上 岡 雄 児

署 名 議 員 三 鬼 和 昭